

定額減税しきれないと見込まれる方への給付金（不足額給付）の事業実績について

1.概要

賃金上昇が物価高に追い付かない区民の税負担を緩和するため、令和6年度に定額減税を実施し、減税しきれない方へ調整給付金を支給した。令和7年度は、確定した所得税額をもとに計算し、減税しきれない額が生じた方に対し、不足額給付金を支給した。

(1) 令和6年度 定額減税

令和6年所得税および令和6年度住民税所得割から3万円と1万円を減税。

①所得税：3万円×(本人＋扶養親族)人分を所得税から減税

②住民税：1万円×(本人＋扶養親族)人分を住民税所得割から減税

※ 実績：減税適用者：236,114人 減税額：18億6,464万5,306円

(2) 定額減税しきれない方を対象に給付金を支給

所得税と住民税の各税額から定額減税額を適用した際、減税しきれない額(控除不足額)が生じた方に対し、その不足額について給付金を支給し、2カ年度での給付金事業を実施した。

令和6年度	令和7年度
◇6月定額減税施行 (源泉所得税・住民税)	◇6年所得税額が確定 ◇6年度住民税額が減額した方
1)当初調整給付	2)不足額給付
令和5年所得税をもとにした令和6年の <u>推計</u> 所得税と令和6年度住民税より給付額を算定	確定した所得税から再度計算し、令和6年度当初調整給付支給額の不足額を支給

2.事業実績

(1) 令和6年度 当初調整給付

定額減税による控除不足額を所得税分と住民税分で合算し、1万円単位に切上げ支給。

※ 支給実績：給付対象者：44,351人 受給者：37,424人
給付総額：13億2,435万円 (給付率：84.4%)

(2) 令和7年度 不足額給付

対 象 者	給 付 額
1)不足額給付1 <u>対象者:21,874人(受給者:20,038人)</u> 令和6年所得税、令和6年度住民税に新たな控除不足額が生じた方	控除不足額 (1万円単位に切上げ)
2)不足額給付2 <u>対象者:1,937人(受給者:1,883人)</u> 6年所得税、6年度住民税がともに減税前税額0円で、次の二つの要件をともに満たす方 ①低所得者世帯向給付金の支給対象世帯の構成員でないこと ②税法上の被扶養親族となっていないこと 例:) ・青色・白色申告事業専従者 ・合計所得金額48万円超の方で定額減税対象外の方	一律4万円

① 支給実績：給付対象者：23,811人 受給者：21,921人
給付総額：6億686万円 (給付率：92.8%)

② 事業進行

令和7年6月2日	給付額算定・対象者抽出 開始
7月11日	コールセンター・事務処理センター開設
8月支給開始	申請受付(オンラインまたは郵送)、審査支給
9月30日	未申請者あて勧奨通知発送
10月31日	申請期限(消印有効)
11月28日	コールセンター閉鎖・給付事務終了